次世代法・女性活躍推進法 一体型 一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、また、男女問わず職域を広げ活躍できる環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和4年3月1日~令和7年2月28日までの3年間
- 2. 当社の課題
- (1)女性管理職がいない。
- (2)男性の育休取得者がいない。
- 3. 目標と取組内容・実施時期

目標(1):現在1名である管理職手前の職階(課長補佐)における女性の人数を3名 以上にする

<取組内容>

- ●令和4年 7月~ 各部署長に対する人材マネジメント教育を行う。
- ●令和4年10月~ 女性社員に対し、昇進についての意見をヒアリングする。
- ●令和 4 年 10 月~ 評価面談時に個人とその上司とでキャリアプランの確認、すり合わせを行い、キャリアアップの実現が具体的になってきた社員への管理職研修の参加を促す。
- ●令和5年 5月~ 管理職の業務を体験できるトライアル期間を研修に組み込む。

目標(2):現在0名である男性育児休業取得者を1名以上にする

<取組内容>

- ●令和4年 7月~ 男性社員に対し、制度説明を行う。
- ●随時 育休取得対象の従業員に対し、育休スケジュールや休業期間の給付 等についてすり合わせる面談を行う。